

いじめ対応マニュアル

長野県飯山高等学校

I いじめ問題の理解

(1) いじめの定義

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

(2) 基本理念

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

(3) いじめの態様・・・「日常的なトラブルでも、いじめに進行する可能性がある。」

(1) 物理的いじめ

- 暴力：叩く、蹴る、ぶつかる、転ばせるなど(遊ぶふりの場合も含む)
- たかり：金品の強要、おごりの強要、使い走りや危険行為の強要など
- 嫌がらせ：持ち物を隠す・壊す・捨てる、落書きなど

(4) いじめの背景

- ① いじめの要因・・・いじめの要因には、学校における人間関係や家庭環境、学習など様々なことが考えられる。

【学校における要因】

- 生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。
- 授業をはじめ、教育活動によって生徒が満足感や達成感を十分味わえない。
- 相手を思いやる気持ちや、規範意識が十分に育っていない。 など

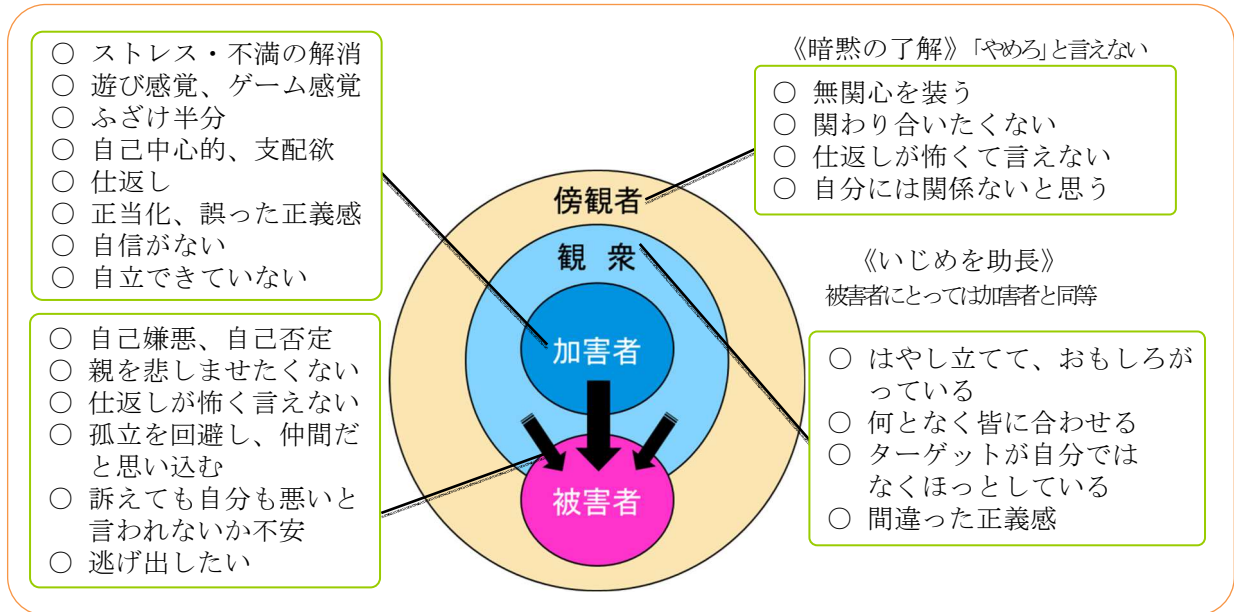
【家庭における要因】

- 家庭が「安らぎの場」となっていない。
- 基本的な生活習慣などしつけが十分行われていない。
- ふれあいや心の通い合う場面が少ない。 など

【地域や社会における要因】

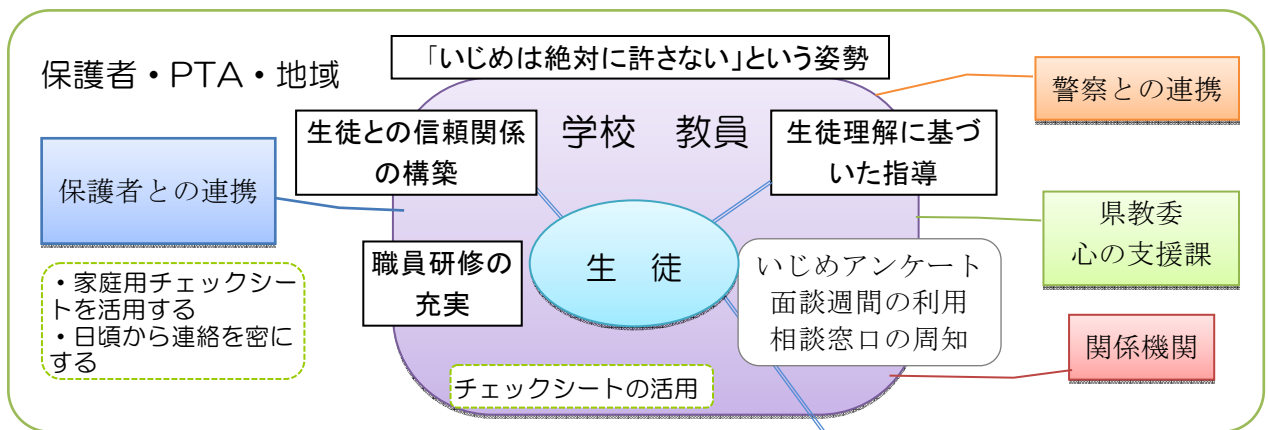
- 地域における人間関係の希薄化により、地域の教育力が低下している。
- 異年齢交流や社会活動への参加の機会が減少し社会性や協調性が育ちにくい。
- 問題行動が誘発されやすい享楽型の環境になっている。
- 「いじめは絶対許されない」という意識が不十分である。
- 大人のモラルが低下している。 など

② いじめの構造



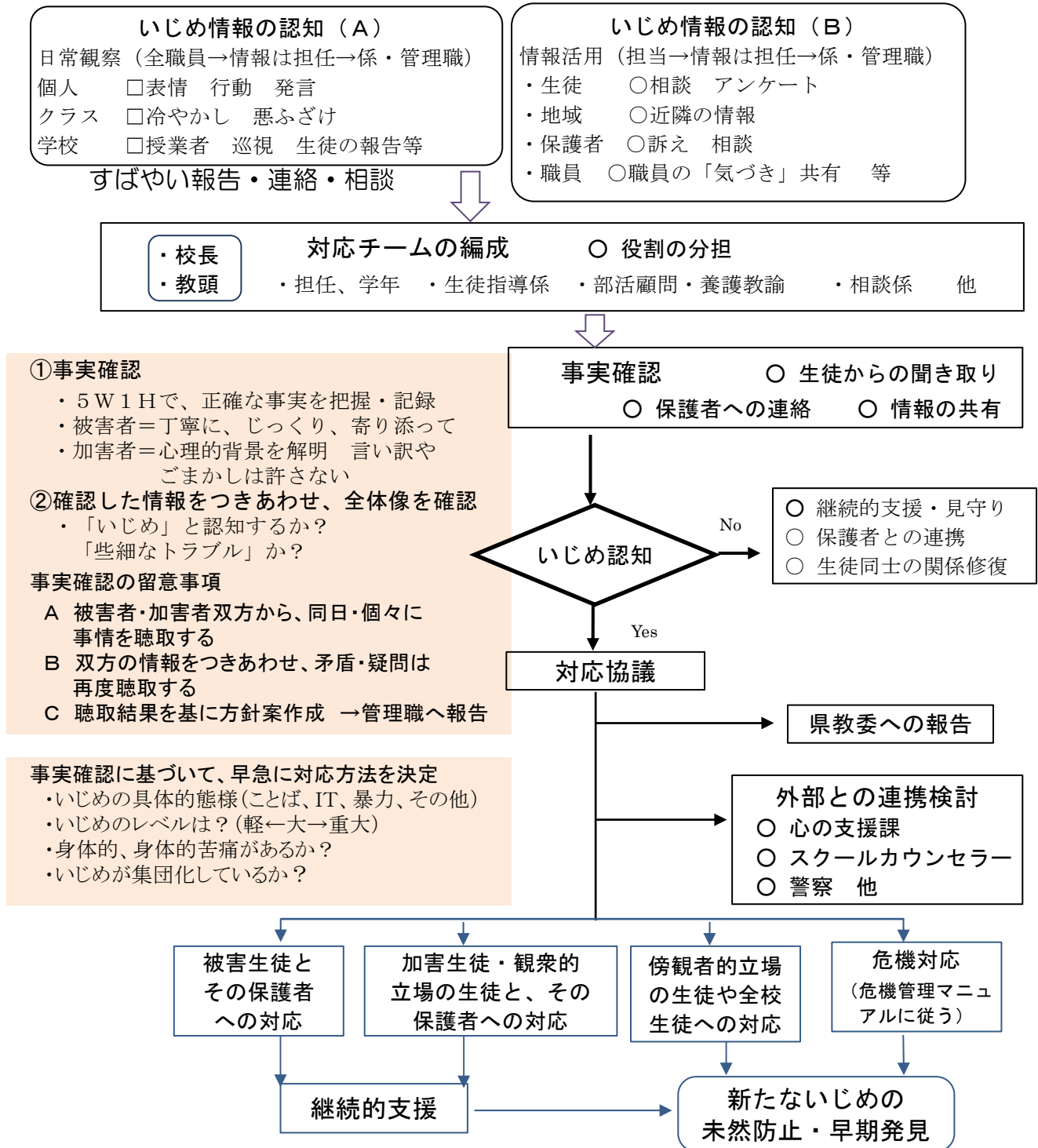
II いじめ問題への取組

(1) いじめの未然防止と早期発見



- 校内相談窓口
 - ① 学級担任
 - ② 生徒相談係
 - ③ 養護教諭
- 校外の相談窓口
 - 長野県こども支援センター (0800-800-8035)
 - 学校生活相談センター (0120-0-78310)
 - チャイルドライン (0120-99-7777)

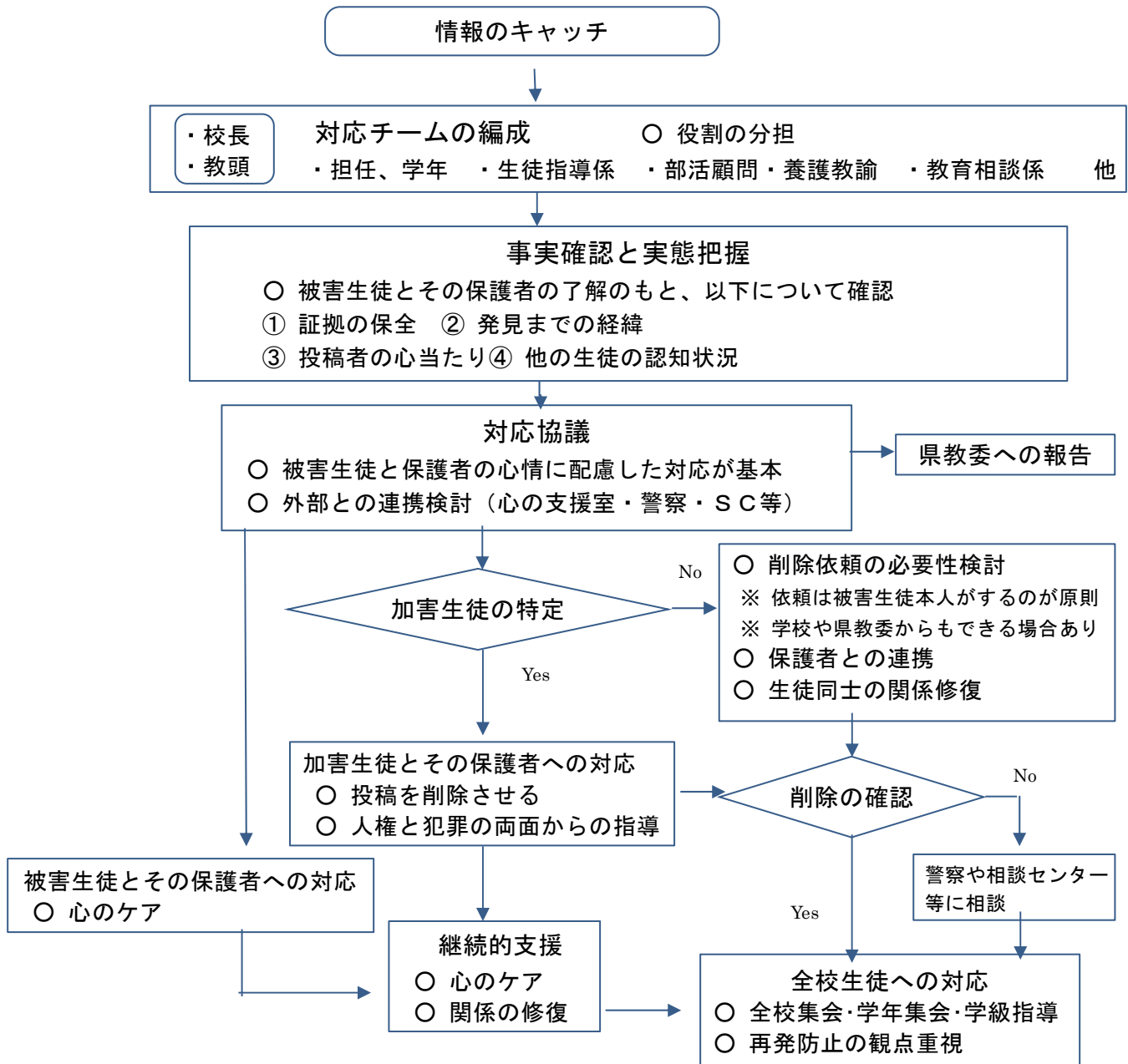
(2) いじめ対応フローチャート



(3) いじめ対応の基本

- 「一人で抱え込まず、チームで対応」
 - ・ 情報をキャッチしたら、一人で抱えて判断せず、ホウ・レン・ソウ。
 - ・ 迅速かつ柔軟に対応チームを編成し、役割を分担して素早く対処する。
 - ・ 事実関係や対応状況等を時系列で記録し、情報を全職員で共有する。
 - ・ 情報提供者の秘密を厳守する。
- 「被害生徒を守り通す」
 - ・ 被害生徒とその保護者の気持ちに寄り添い、丁寧に対応する。
 - ・ いじめの解消後も、継続的な支援や見守りが必要である。
- 「いじめは絶対許さない」
 - ・ 加害生徒や観衆的立場の生徒に対し、保護者との連携を密にしながら、心理面は受容しつつ、行った行為については毅然とした態度で指導する。

(4) 「ネットいじめ」対応フローチャート



(5) ネットいじめ対応について

(1) 削除依頼について

① 証拠の保全・記録 …… 印刷が困難な場合は、「画面メモ」機能やデジタルカメラ等で記録

- 発見日時、発見の経緯
- ウェブページアドレス(URL)の記録
- ウェブページの印刷とファイル保存

② 削除依頼

- 加害生徒が特定できている場合は、当該生徒に削除させる。
- 加害生徒が特定できない場合
 - ・ 削除依頼を迅速に行うことが適当な場合と、様子を見るのが適当な場合、または削除依頼をせずに「無視する」場合がある。
 - ・ 被害生徒の心情や状況に応じて、削除依頼のタイミングを判断する。
 - ・ 削除依頼は、被害生徒本人が行うのが原則である。状況に応じて、学校や教育委員会から依頼をすることもできる。
 - ・ 削除依頼は、個人の情報通信端末から行わず、できるだけ、学校などが公的に所有しているパソコンの代表アドレスから行う。

○ 削除依頼の手順

- 1 掲示板の管理者、または、当該ページの作成者に依頼する。
 - 2 削除されない場合、サイト管理者、サービス提供者に依頼する。
 - 3 削除されない場合、プロバイダに依頼する。
 - 4 削除されない場合、専用の相談窓口にご相談する。
- ※ 緊急案件の場合は、すぐに県警サイバー犯罪対策室及び心の支援室にご相談する。

○ 削除依頼メールの文例

【削除依頼】誹謗中傷の書き込み

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私(生徒)の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

URL : <http://~>

スレッド : <http://~>

書き込みNo. :

掲載情報 : 私(生徒)の実名、電話番号及びメールアドレスを掲載の上で、「私(その生徒)と〇〇しませんか」という、嫌がらせの書き込みがされた。

侵害された権利 : プライバシーの侵害、名誉棄損

侵害されたとする理由 : 私(生徒)の意に反して公表され、嫌がらせ、からかいの迷惑電話及びメールを数多く受け、精神的苦痛を被っている。貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

※ 詳細については、各ウェブページの利用規約等にある削除依頼方法を確認する。

(2) 相談窓口

- 長野県警生活安全部サイバー犯罪捜査課 026-233-0110
- 違法・有害情報相談センター (<http://www.ihaho.jp>)
- 地方法務局「子どもの人権 110 番」 0120-007-110
- 心の支援課 026-235-7436